令和４年 12 月１日

保護者様

千曲市教育委員会
千曲市立小中学校長

学級閉鎖等の条件緩和について

新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の学級閉鎖等については、令和４年５月 18 日付千曲市教育委員会通知「学級閉鎖等の基準について」により対応してきたところですが、新型コロナウイルスの第８波による陽性者の激増に伴い、学級閉鎖数が過去最も多い状況となっています。

現在主流のオミクロン株の感染力が強く若年者の重症化リスクは低いという特徴に対応し、学校教育活動を継続する必要があるとともに、学級閉鎖により保護者が仕事に行くことができなくなることによる医療や社会経済活動への影響にも配慮しなければなりません。

ついては、令和４年 12 月１日県教育委員会通知を受け、下記のとおり学級閉鎖等の条件を緩和します。

なお、11 月 14 日に「医療非常事態宣言」が発出されましたが、その後も感染拡大に歯止めがかからず、11 月 27 日の確保病床使用率は 70.8％と過去最高を記録し、また、確保病床以外の入院者も初めて 300 人を超えるなど、医療提供体制のひっ迫が顕著となっています。

医療への負荷を軽減するため、別紙「新型コロナ第８波拡大中 医療への負荷軽減にご協力をお願いします」をご覧いただき、「軽症者登録センター」（対象年齢小学生～64 歳）の利用や新型コロナ及びインフルエンザワクチンの接種検討、新型コロナ検査キットや解熱鎮痛薬等の準備を改めてお願いします。

記

１ 学級閉鎖等の条件

（１）学級閉鎖

欠席者の割合が概ね 20%となった場合

ただし、少人数の学級については、同一の学級において概ね 20％の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その間で感染経路に関連がない場合や学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合は、学級閉鎖を行わない場合もあります。

（２）学年閉鎖及び学校閉鎖

変更ありません。

２ 学級閉鎖等の期間

変更なし　**※陽性者の最終登校日から５日を経過するまでとなります。**

３ その他

・新基準は本日から適用しますが、現在継続中の学級閉鎖の期間は変更ありません。
・学級閉鎖等については、保健所、学校医等の関係機関と相談の上、学校長と千曲市教育委員会で協議し決定します。
・感染確認が休日や夜間の場合もあります。学級閉鎖等の連絡が夜間になる場合があることをご了解ください。